

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げる恐れがあります。

このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るための対策として、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用必要性が指摘され、平成23年6月に建設産業戦略会議が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においてもその旨が盛り込まれたところです。

これを受け、今般、発注者と受注者との間の取引において、必ずしも十分に徹底されていない法条を中心に、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した標記ガイドラインを策定した旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別添のとおり連絡がまいっております。

つきましては、本ガイドライン策定の趣旨及び内容を了知いただき、適正な契約締結及びその履行についてご配慮下さるようお願い申し上げます。